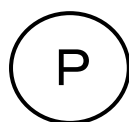


コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方に 係るたたき台（一部）

平成 26 年 11 月 12 日

序文



基本原則

企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、

1. 上場会社は、株主の権利を十分に尊重するとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。
また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。
少数株主や外国人株主については、その株主の権利の尊重、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。
2. 上場会社は、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの円滑な協働に努めるべきである。
取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全なビジネス倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮するべきである。
3. 上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・課題やリスク、ガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令等に基づく開示を適切に行うとともに、当該開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。
その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主等との間で建設的な対話を行う上でのベースとなることも踏まえ、当該情報（とりわけ非財務情報）が正確かつ利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

4. 上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任等を踏まえ、企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクをサポートするような環境整備（説明責任の確保）を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高いモニタリングを行うこと

をはじめとする役割・機能を適切に果たすべきである。

こうした役割・機能は、監査役会設置会社（その役割・機能の一部は監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に発揮されるべきである。

5. 上場会社は、その持続的な成長と企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話等を通じて資本提供者の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、当該理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

第1章 株主の権利の尊重と平等性の確保

【基本原則1】

上場会社は、株主の権利を十分に尊重するとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、その株主の権利の尊重、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

考え方

上場会社には、株主を含む多様なステークホルダーが存在しており、こうしたステークホルダーとの円滑な協働を欠いては、その持続的な成長を実現することは困難である。その際、資本提供者は重要な要であり、株主はコーポレートガバナンスの規律における主要な起点でもある。上場会社には、株主が有する様々な権利を尊重し、その円滑な行使に配慮することにより、資本提供者との円滑な協働を確保し、持続的な成長に向けた取組みに邁進することが求められる。

また、上場会社は、自らの株主を、その有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱う会社法上の義務を負っているところ、この点を実質的にも確保していることについて広く株主から信認を得ることは、資本提供者からの支持の基盤を強化することにも資するものである。

【原則 1－1. 株主の権利の尊重】

上場会社は、株主総会における意思決定の権利をはじめとする株主の権利を十分に尊重すべきである。

補充原則

- 1－1① 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、当該反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否等について検討を行うべきである。
- 1－1② 上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社等に対する特別な権利（違法行為等の差止めや代表訴訟提起等に係る権利）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。
- 1－1③ 上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合もあることを考慮に入れるべきである。

〔背景説明〕

一般に我が国の上場会社は、他国の上場会社に比して幅広い事項を株主総会にかけているとされる。しかしながら、上場会社に係る重要な意思決定については、これをすべからず株主の直接投票で決することが常に望ましいわけではなく、株主に対する受託者責任を十分に果たし得る取締役会が存在する場合には、会社法が認める選択肢の中で当該意思決定の一部を取締役に委任することは、経営判断に求められる機動性・専門性を確保する観点から合理的な場合がある。このような委任が適切であるか否かは、取締役会においてコーポレートガバナンスに関する責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かに左右される部分が大きいと考えられる。

【原則 1－2．株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

補充原則

- 1－2① 株主総会に係る情報については、株主が適切な判断を行うために必要な材料を適確に提供すべきである。
- 1－2② 株主が総会議案の十分な検討期間を確保することが出来るよう、招集通知の早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知の発送までの間に、TDnet 等により電子的に公表すべきである。
- 1－2③ 上場会社は、株主との建設的な対話の充実、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

〔背景説明〕

株主総会開催手続きについては、当有識者会議において、以下の議論があった。

- ・ 基準日から株主総会開催日までの期間は、ガバナンスの実効性を確保する観点から、できるだけ短いことが望ましい（英国では、2日間以内）。
- ・ 招集通知から株主総会開催日までの期間は、熟慮のため、できるだけ長いことが望ましい（英国では、約4週間以上）。
- ・ 決算期末から、会計監査証明までの期間は、不正リスクに対応した実効性ある会計監査確保の観点から、一定の期間を確保する必要がある。
- ・ 以上に対応するため、必要があれば、株主総会開催日を7月にすることも検討されることが考えられるが、業績評価に基づく株主総会の意思決定との観点から、決算期末から株主総会開催日までの期間が長くなりすぎることは避ける必要がある。

なお、以上の方向で考える場合、（監査済財務情報の提供時期や株主総会の開催時期が後倒しになることが考えられることから、）決算短信によるタイムリーな情報提供が一層重要となることなどにも留意が必要である。

本問題については、本コード（原案）に寄せられるコメント等の内容も踏まえつつ、必要に応じ、当有識者会議において、引き続き議論を行い、取引所における最終的なコードの策定に反映される必要があるか否かを検討することとする。

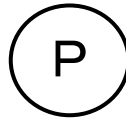
- 1－2④ 自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

- 1－2⑤ 信託銀行名義で株式を保有する機関投資家等から、あらかじめ株主総会への出席の希望があり、かつ当該者が実質的な株主であることが確認できた場合には、その出席を認めるべきである。

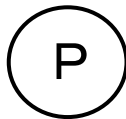
【原則 1－3. 資本政策の基本方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、中長期的な資本政策の基本方針を策定し、公表すべきである。

【原則 1－4. いわゆる政策保有株式】



補充原則



【原則 1－5. いわゆる買収防衛策】

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、十分に株主に説明を行うべきである。

補充原則

- 1－5① 上場会社は、その株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が当該公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

【原則 1－6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、十分に株主に説明を行うべきである。

【原則１－７．関連当事者間の取引】

上場会社とその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、当該会社の取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、当該手続を踏まえた監視（承認等）を行うべきである。

第2章 株主以外のステークホルダーとの円滑な協働

【基本原則2】

上場会社は、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの円滑な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全なビジネス倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮するべきである。

考え方

上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外の関係者、更には、地域社会のように上場会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。上場会社は、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの円滑な協働が不可欠であることを十分に認識すべきである。また、近時のグローバルな社会・環境問題等に対する関心の高まりを踏まえれば、いわゆるESG（環境、社会、統治）問題への対応をこれらに含めることも考えられる。

上場会社が、こうした認識を踏まえて適切な対応を行うことは、社会・経済全体に利益を及ぼすとともに、その結果として、上場会社自身にもさらに利益がもたらされる、という好循環の実現に資するものである。

【原則２－１．企業の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの円滑な協働やその利益の尊重、ビジネス上の倫理などについて、会社としての価値観を示し、その構成員が従うべき企業の行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、当該準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

補充原則

- ２－１① 取締役会は、当該行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に当該行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守チェックに終始すべきではない。

〔背景説明〕

上記の行動準則は、倫理基準、行動規範等と呼称されることもある。

【原則２－２．社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

補充原則

- ２－２① 上場会社の取締役会は、サステナビリティを巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

【原則２－３．女性の活用を含む社内のダイバーシティー】

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、企業の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活用を含むダイバーシティー確保を推進すべきである。

【原則２－４．内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示等に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備の実現に責務を

負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

補充原則

- 2－4① 内部通報に係る体制整備として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律を整備するべきである。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・課題やリスク、ガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令等に基づく開示を適切に行うとともに、当該開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主等との間で建設的な対話を行う上でのベースとなることも踏まえ、当該情報（とりわけ非財務情報）が正確かつ利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

考え方

上場会社には、様々な情報を開示することが求められている。これらの情報が法令等に基づき適時適切に開示されることは、投資家保護や資本市場の信頼性確保の観点から不可欠の要請であり、取締役会・監査役会・外部会計監査人は、この点に関し財務情報に係る内部統制体制の適切な整備をはじめとする重要な責務を負っている。

また、上場会社は、法令等に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

さらに、我が国の上場会社による情報開示は、計表等については、様式・作成要領などが詳細に定められており比較可能性に優れている一方で、定性的な説明等のいわゆる非財務情報を巡っては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述となっており付加価値に乏しい場合が少なくない、との指摘もある。取締役会は、こうした情報を含め、開示・提供される情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある。

法令等に基づく開示であれそれ以外の場合であれ、適切な情報の開示・提供は、上場会社の外側にいて情報の非対称性の下におかれている株主等のステークホルダーと認識を共有し、その理解を得るための有力な手段となり得るものであり、スチュワードシップ・コードを踏まえた建設的な対話にも資するものである。

【原則３－１．情報開示の充実】

上場会社は、法令等に基づく開示を適切に行うことに加え、企業の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コード(原案)の各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、中長期的な経営計画
- (ii) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名の理由

補充原則

- 3－１① 上記の情報の開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。
- 3－１② 上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

【原則３－２．外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主等に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

補充原則

- 3－２① 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。
 - (i) 外部会計監査人候補者を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
 - (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

- (iii) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (iv) 外部会計監査人からＣＥＯ・ＣＦＯ等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (v) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (vi) 外部会計監査人が不正等を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点等を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

第4章 取締役会等の責務

【基本原則4】

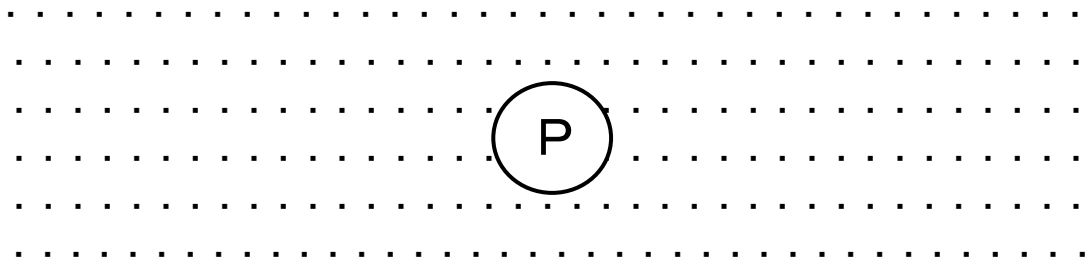
上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任等を踏まえ、企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクをサポートするような環境整備（説明責任の確保）を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高いモニタリングを行うこと

をはじめとする役割・機能を適切に果たすべきである。

こうした役割・機能は、監査役会設置会社（その役割・機能の一部は監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に発揮されるべきである。

考え方



【原則４－１．取締役会の機能(1)】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割の一つと捉え、具体的な経営戦略や中長期の経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行うに当たっては、当該戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

補充原則

- ４－１① 取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるの
かに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、これを開示すべきで
ある。
- ４－１② 取締役会・経営陣幹部は、中長期の経営計画も株主に対するコミットメント
の一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。
仮に、当該経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った
対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、当該分析を次期以降
の計画に反映させるべきである。
- ４－１③ 取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏ま
え、最高経営責任者等の後継者計画を承認し、適切にモニタリングを行うべき
である。

【原則４－２．取締役会の機能(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクをサポートするような環境整備
（説明責任の確保）を行うことを主要な役割の一つと捉え、経営陣からの健全な企業
家精神に基づく提案を歓迎しつつ、当該提案について独立した客観的な立場において
多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹
部の迅速・果断な意思決定をサポートすべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的风险を反映させ、
健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

補充原則

- ４－２① 経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして
機能するよう、中長期的な業績等と連動する部分の割合を適切に設定すべきで
ある。

【原則４－３．取締役会の機能(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高いモニタリングを行うことを主要な役割の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、当該評価を踏まえてその必要がある場合には経営陣幹部の解任及び後任者の選任を行うべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるようモニタリングを行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

補充原則

４－３① コンプライアンスや財務報告に係る内部統制やプロアクティブなリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かのモニタリングに重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンス・チェックに終始すべきではない。

４－３② 取締役会は、経営陣幹部の選任について、公正かつ透明性の高い手続に従い適切に実行すべきである。

【原則４－４．監査役（会）の機能】

監査役（会）は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの機能を発揮するに当たって、株主に対する受託者責任等を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役（会）に期待される重要な役割には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」が含まれるが、当該機能を十二分に発揮するためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

補充原則

４－４① 監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その機能を十二分に発揮させるとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせるべきである。また、社外取締役は、こうした監査役会との連携を確保することにより、社外取締役としての独立性に影響を受けることなく、情報収集力の強化に努めるべきである。

(以下、この章 P)

第5章 株主との対話

【基本原則5】

上場会社は、その持続的な成長と企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話等を通じて資本提供者の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、当該理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

考え方

「責任ある機関投資家の諸原則（日本版スチュワードシップコード）」の策定を受け、機関投資家には、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」を行うことが求められている。

上場会社にとっても、資本提供者である株主と平素から対話を行い、具体的な経営戦略や中長期の経営計画などに対する理解を得るとともに懸念があれば適切に対応を講じることは、経営の正統性の基盤を強化し、持続的な成長に向けた取組みに邁進するうえで極めて有益である。また、一般に、上場会社の経営陣・取締役は、従業員・取引先・金融機関等とは日常的に接触し、その意見に触れる機会には恵まれているが、これらはいずれも広い意味でのデット・ホルダー（貸金債権、貸付債権等の債権者）であり、エクイティ・ホルダー（資本提供者）と接する機会は限られている。経営陣幹部・取締役が、株主との対話等を通じて資本提供者の声に耳を傾けることは、資本提供者の目線からの経営分析や意見を吸収し、持続的な成長に向けた健全な企業家精神を喚起する機会を得る、ということも意味する。

【原則５－１．株主との対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組み等に関する方針を検討・承認し、公表すべきである。

補充原則

５－１① 株主との実際の対話（面談）について、株主の希望と面談の主要テーマも踏まえたうえで、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

５－１② 株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

（i）株主との対話全般について、以下に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

（ii）対話をサポートする社内のＩＲ担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

（iii）個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やＩＲ活動）の充実に関する取組み

（iv）対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

５－１③ 上場会社は、必要に応じ、自らの主要な株主（実質株主）の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業に出来る限り協力することが期待される。

【原則５－２．経営戦略や中長期の経営計画の策定・公表】

経営戦略や中長期の経営計画の策定・公表に当たっては、中長期的な収益計画や資本政策の基本方針等を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。